

## 第 381 月例会・報告概要

日 時 : 2020 年 7 月 18 日 10:00～ Zoom™会議による開催

報告者 : 若 林 潤 会 員 (泉株式会社)

テーマ : 共同作業を伴う請負契約における責任分担

報告者コメント : 近年、複雑・高度なシステム開発の請負契約において、システム開発が頓挫し、発注者から契約が解除されるケースが紛争になる事例が相次いでおり、裁判の中で、頓挫の原因が発注者が協力しないことによるものか、請負人が発注者の協力を引き出すことも含む管理義務(いわゆる、プロジェクトマネジメント義務)を果たさなかったことによるものなのかが争点になることが多い。本報告では、発注者と請負人のそれぞれの義務について法的性質や、適用範囲、また紛争を避けるにはどうすればよいのかを発注者、請負人それぞれの立場から検討してみたいと思います。

---

### 報告概要

#### 1. はじめに

- ・大規模システム開発など注文者の協力が必須な請負契約あるところ、協力が得られない場合の経済的な不利益が大きい
- ・注文者の協力義務か注文者の協力を引き出す請負人の管理(プロジェクトマネジメント)義務か?

#### 2. 注文者の協力義務

##### (1) 事例

##### (2) 学説の概要

#### 3. システム開発契約における特異性への理解

- ・システム開発契約と伝統的な請負契約である建築(建設)請負契約との違い  
→工数(人件費)の比率、手戻りの存在
- ・基本契約や基本設計段階で要件定義(設計)が確定

#### 4. 近年の裁判例の検討

##### (1) 東京地判 H16・3・10 判タ 1211 号 129 頁

- ・オーダーメイド型、ウォーターフォール型の電算共済システムの開発契約
- ・請負人のプロジェクトマネジメント義務違反、注文者の協力義務の双方を肯定した事例
- ・プロジェクトマネジメント義務＝常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務

##### (2) 東京高判 H25・9・26 金商 1428 号 16 頁

- ・パッケージ+カスタム型、ウォーターフォール型
- ・請負人が不法行為法上の義務としてプロジェクトマネジメント義務違反を肯定した事例

##### (3) 札幌高判 H29・8・31 判時 2362 号 24 頁

- ・パッケージ+カスタム型、ウォーターフォール型
- ・注文者の協力義務違反を肯定した事例

#### 5. 協力義務、プロジェクトマネジメント義務の法的性質

##### (1) ユーザー(注文者)の協力義務

##### (2) ベンダー(請負人)のプロジェクトマネジメント義務

6. 紛争化する原因は何か。どうすれば予防できるか。
- (1) ユーザーによる予算ありきの発注(裁判例①、③)
  - (2) ベンダーによる見込みの甘い受注(裁判例②)
  - (3) ユーザー側の要員不足、無理解(裁判例①、③)
  - (4) 契約書の更新不足(裁判例①、③)

7. まとめ

以上